

地域社会における満洲国協和会の展開と農民の動向

—— 奉天省撫順県を中心に ——

ドルネッテイ，フィリッポ^{*}

（初稿受付 2017 年 5 月 30 日，査読を経て掲載決定 2017 年 8 月 29 日）

The Manchukuo Concordia Association at the Local Level and the Peasant Society:

The Case of Fushun County

Dornetti Filippo^{*}

Abstract: This paper analyzes the activities of the Manchukuo Concordia Association at the local level in Fushun County, Fengtian Province, since its formation in 1932 through 1943. The study has a twofold aim; first, it attempts to contribute to the debate regarding the degree of penetration of the Concordia Association in the peasant society and second, it clarifies the function of the Association as an intermediary organization.

Key words: Manchukuo, Japanese colonialism, Fushun County, consensus formation, intermediary organization

JEL Classifications: N45, N95, Q15

* 慶應義塾大学経済学部
Faculty of Economics, Keio University
filippodorn@gmail.com

はじめに

本稿は、1932年から1943年までの期間に奉天省（現在の中華人民共和国遼寧省とほぼ一致する）撫順県農村部における「満洲国」（以下「」を省略する）協和会によってなされた活動の実態とそれに対する農村住民の対応の動向を、協和会の組織的な基盤との関連において考察することを課題とする。満洲国の「建国」の際に日本人居留民によって結成された協和会は、「民族協和」という理念を掲げて、漢族中国人、朝鮮人など全ての被統治民族の組織化を狙った動員団体である⁽¹⁾。

近年、中国東北部地域史の視点から満洲における日本帝国支配は「満洲在地社会の変容とそのメカニズム、その限界」との関連で問題化されるようになった⁽²⁾。こうした問題意識を踏まえて、本稿は協和会の活動が、農村部社会における従来の支配関係を基盤として実施されていたことを解明することにより、日本植民地支配下の満洲農村部社会の理解の深化に資することを旨とする。協和会の活動に焦点を当てることには、別の意味も含まれている。近年、特に植民地期朝鮮研究では、地域社会において植民地政府、地方エリートによる合意形成の試みが課題となっている⁽³⁾。「民族協和」を掲げた満洲国に関しても、植民地統治の暴力性の浄化という機能を果たした合意形成の追求は重要だろう。特に、1920年代末から不安定となった満洲国の地域社会では、農村の掌握を円滑に進めるために、協和会が支配と合意が交差する中間組織として機能したことを解明したい。

協和会が地域社会をどの程度掌握することが可能であったかということは、これまで、日本植民地の地方支配制度史と中国東北部史という二つの観点から考察されてきた⁽⁴⁾。地方支配制度史研究に関して、注目すべきは風間秀人と奥村弘の研究である。風間秀人は、地方統治制度の転換と関連させて、協和会の地方統治のあり方を検討した⁽⁵⁾。地方行政機構が改革された1936年以降、協和会は動員組織として地方統治における地位を上昇させ、急速に会員を拡大させた。一方、「会員の力量を結

(1) 岡部牧夫『満洲国』（講談社学術文庫、2007年）162-167頁。

(2) 柳沢遊「日本帝国主義の『満洲』支配史研究」田中明編『近代日中関係史再考』（日本経済評論社、2002年）19-41頁。貴志俊彦が指摘したように、協和会の性格と機能についての論争を発展させるに当たって、「協和会を進めていた側から捉えるのではなく、むしろそれを受容していた／させられていた地方の県や村レベルの地元住民の声…を検証することが解決の糸口になる」。貴志俊彦、松重充浩、松村史紀編『二〇世紀満洲歴史事典』（吉川弘文館、2012年）449-450頁。

(3) 松本祝祝「特集にあたって」『朝鮮史研究会論文集』37号（1999年）43-47頁、並木真人『「植民地公共性」と朝鮮社会』朴忠錫ほか編『「文明」「開化」「平和」—日本と韓国』（慶應義塾大学出版会、2006年）221-246頁。

(4) ドルネッティ・フィリッポ『「満洲国」協和会研究の成果と課題』『三田学会雑誌』105巻4号（2013年1月）171-195頁。

(5) 風間秀人「第五章 農村行政支配」浅田喬一、小林英夫編『日本帝国主義の満洲支配—一五年戦争期を中心に』（時潮社、1986年）257-326頁。

集する中堅会員の絶対的な不足に陥っていた」ため、「協和会を中心とした農村行政支配は十分に貫徹することなく終了した」ことが、風間によって解明された⁽⁶⁾。奥村は、1930年代後半の地方制度を特徴づける社会編成原理を分析して、日中戦争期の協和会による活動の実態と地方統治における位置を検討した⁽⁷⁾。奥村の分析対象は国家総動員法（1938年公布）成立以降に協和会が指導した「新経済倫理化運動」である。この運動は地域社会内部に統制政策を十分に浸透させることができなかつたため、1941年の満洲国政府と協和会の「二位一体制」の下で、協和会の機能は著しく縮小されたと奥村は結論づけている。これらの地方制度史研究に対して、筆者は地域史の視点から農村部社会における協和会組織末端の活動の再検討を行いたい。奥村は中国東北部における南北の地域差を前提にして、満洲国設立期の地方統治制度の多様性を明らかにした⁽⁸⁾。しかし、制度史研究では協和会がこうした満洲の地域差にいかに対応したかがいまだ十分には解明されていない。また協和会の組織末端において、それぞれの地域において異なった特定の存在形態を示した日本人居留民および満鉄と、どのように結びついてきたかについては改めて検討する必要がある⁽⁹⁾。そこで本稿では、奉天省撫順県を事例として、協和会の県レベル組織である協和会撫順弁事処（1937年以降県本部）と村落レベルの組織である協和会分会の活動を、社会運動研究における資源動員論の視点を加えて検討する。資源動員論は、運動の指導者の意識よりも運動の展開過程を重視し、運動資源（人・もの・金）の動員、その際に採用される運動組織の戦略を分析の中心に据えている⁽¹⁰⁾。本稿においては、撫順炭鉱と撫順実業協会という協和会に協力した撫順県における二つの企業と組織が、主に1930年代前半に果たした役割に注目したい。

また、塚瀬進は、地方統治制度の展開だけでなく、中国東北部史の観点から統制政策に対する満洲在来社会の対応に重点を置いて、地域社会における協和会の浸透程度の再検討を行った⁽¹¹⁾。塚瀬は満洲国の意図した経済統制目標が達成できなかった理由として、統制政策に対する一般農民の無関心と共に、農村部の場合、協和会による活動は「屯を動かしている有力者」に限られており、そこに限

(6) 同上、326頁。

(7) 奥村弘「地方統治における満洲国協和会の位置」山本有造編『「満洲国」の研究』（緑蔭書房、1995年）157-189頁。

(8) 奥村弘『「満洲国」街村制に関する基礎的考察』京都大学人文科学研究所『人文学報』66号（1990年3月）15-39頁。1936年以降における満洲国政府と協和会との関わりについて、神野香織「民族協和」運動の発展と変容—『協和運動』誌にみる』『史論』第53巻（2000年）を参照。

(9) 細谷亨は協和会と日本人移民団体との関わりを、現地社会の動向に留意しつつ検討した。細谷亨「満蒙開拓団と現地住民—日本人移民入植地における「民族協和」の位相」『立命館経済学』64巻6号（2016年3月）1057-1073頁。

(10) 大石裕「政治社会学から見たモダニティー社会運動論の展開を中心に」『三田社会学』3号（1998年）12頁。

(11) 塚瀬進「1940年代における満洲国統治の社会への浸透」『アジア経済』39巻2号（1998年7月）2-22頁。

界があったことを指摘した。統治機関への農村社会の対応を重視した塚瀬の研究を踏まえて、筆者は農民の協和会への加入過程を重視する視点からの分析を行いたい。また撫順県を事例として、屯有力者による村内支配関係を解明した上で、屯有力者を基軸にした村落の協和会分会を、県レベルの協和会弁事処の活動に統合させている恩顧主義的関係の動態の解明を目指す⁽¹²⁾。

研究対象の撫順県は、1905年以降南満洲鉄道株式会社の子会社・撫順炭鉱の管理下に置かれた産炭地帯を含む日本人の支配力の強い地域である。満洲国が成立した1932年、反満抗日勢力による撫順炭鉱攻撃に対して、日本軍撫順守備隊は反撃し平頂山事件を起こした。その後、1937年に撫順県付近に位置する東辺道地域において抗日運動が改めて勃発するものの、30年代の撫順県では協和会が根付くと同時に、治安が比較的維持されていた。奉天省において、撫順県は協和会運動がもっとも盛んな県の一つとなり、また奉天省は満洲国において協和会会員数が最大となった地域の一つだった。当時このような状況にあった撫順県は、協和会運動のモデル・ケースとして扱われていた⁽¹³⁾。また、村レベルの協和会分会の組織化が30年代前半に開始され、かつ協和会会員の民族的構成の中で日本人会員が重要な位置を占めていた点で、撫順県協和会は奉天省の中の他の県とも類似点を持っている⁽¹⁴⁾。さらに第I節で明らかにするように、市場経済が農村にまで浸透していた点、小規模の農民所有地が多数存在していた点、階層分解が進んでいなかった点で、30年代前半における撫順県は「南満洲型」の典型的な農村部社会であったと言える⁽¹⁵⁾。具体的には、馬郡丹村落（1934以降馬郡村の一部）の事例を取り上げて、屯有力者に関する検討を行いたい。本稿で利用した主な史料は満洲国協和会撫順弁事処『協和運動二ヶ年を顧みて』（1935年）ならびに満洲帝国協和会中央本部調査部『農村分会実態調査報告書・康徳10年度』の「第一編 奉天省撫順県馬郡村分会」（1943年）

(12) 恩顧主義的関係、あるいは庇護者-随従者関係 (patron-client relationship) では上下二者間関係を対関係と把握する。この関係においては、庇護者と随従者との間で資源の互酬的交換が長期的に漠然と存在していると考えられるのであって、両者に互酬性が存在していることで、随従者にとっても単に抑圧的だけでなく最小限の利益は存在し、したがって、両者の間には一種の信頼関係が存在するものと考えられる。このように、人間関係が個人と個人との結びつきを中心として形成されている点に、クライエントリズムの一つの特徴がある。場合によっては、庇護者と随従者との間には、ブローカーが介在する。Eisenstadt Shmuel N. and Luis Roniger 1984. *Patron, Clients, and Friends. Interpersonal Relations and the Structure of Trust in Society*, (New York: Cambridge University Press, 1984) pp.48-49.

(13) 1939年の撫順県および撫順市における協和会会員数の人口比は、それぞれ11.6%と8.7%で、奉天省の諸県の中で最高の加入率であった。満洲帝国協和会中央本部『満洲帝国協和会現勢概要 康徳6年版』（1939年）160, 161, 176-178頁。満洲国通信社出版『満洲国現勢 康徳6年版』（1939年）207頁。

(14) 1938年の奉天省における日本人協和会会員は4万6430人で、省レベルでの日本人会員数が最大であった。満洲国協和会『満洲国協和会之概要』（1933年）26-28頁。満洲帝国協和会『協和文庫三輯 協和会の概貌』（1938年）19-22頁。

(15) 中兼和津次『旧満洲農村社会経済構造の分析』（アジア政経学会、1981年）28-31, 114-116頁。

である。第 I 節の農村分析は、撫順県満鉄附属地外の諸農村を対象とした『協和運動二ヶ年を顧みて』および「農村基本調査」(1934 年 8 月実施)に基づいて行った。⁽¹⁶⁾

I 撫順県農村の社会経済的特徴

撫順県は 1908 年に奉天省の東北部に設置された。1909 年には、同県北部に日本による撫順満鉄附属地が形成された。また、撫順と奉天を結ぶ鉄道の開業によって、満鉄附属地において石炭鉱業が発展し、都市化が進んだ。⁽¹⁷⁾ 撫順県内の満鉄附属地以外の農村部地域は、平原地区(第一区~第三区)、山区(第七区~第八区)、馬郡村が位置する丘陵地区(第四区~第六区)に区分できる。

丘陵地区における村落は「半ば山村半ば農耕地の性格を」持つ。この地区の人口密度は県内の平均と一致しており、⁽¹⁸⁾ 第五区・第六区における屯の規模は県内の平均より小さいが、満洲全体では比較的大きなものとなっている。⁽¹⁹⁾ 商工業の従業者は、第四区では平原地区と同様に高い一方で、第五区・第六区の場合は、平均値を下回っていた。また、農家における兼業の割合は平均値以下であった。⁽²⁰⁾ 丘陵地区は既耕地の割合が低く、山区と同様に農業生産力は比較的低かった。⁽²¹⁾ 以上のことから、土地生産力の高い「半農半商村」が多い平原地区と比べて、馬郡村が位置する丘陵地区の第六区は山区と同様に後進的な地域だったと言える。一方、農家全体の 0.7~1.4% という小作農の割合は他の地区と比べて小さく、1934 年の丘陵地区では階層分化の程度は相対的に低かった。丘陵地区においては大農の割合が県内の平均と一致する一方で、中農の割合が四割近くに達していたことが目を

(16) 撫順県における協和会会員数の推移に関して参考になった資料は以下のようである。満洲国協和会奉天省地方事務局『満洲国協和会会数一覧 康徳二年六月現在』(1935 年)、満洲帝国協和会中央本部『満洲帝国協和会現勢概要 康徳 6 年版』(1939 年)、満洲帝国協和会奉天省本部『康徳七年度奉天省連合協議会要綱』(1940 年)、満洲国協和会奉天省本部『康徳十一年度奉天省連合協議会要綱』(1944 年)。

(17) 塚瀬進『中国近代東北経済史研究』(東方書店、1993 年) 145-146 頁。

(18) 「農村基本調査」によると、撫順県内の区平均人口密度は 70 人/中国里であるが、第一区と二区における人口密度はそれぞれ 243 人と 94 人/中国里であった。満洲国協和会撫順弁事処『協和運動二ヶ年を顧みて』(1935 年)。満洲国の 21 屯を対象としたサンプル調査(1934 年)では屯の平均戸数は 32 戸であった。満洲国実業部臨産業調査局編『農村実態調査報告書 第 9 巻 農村社会生活篇』(1989 年) 13 頁。

(19) 第五区・六区における平均村内戸数はそれぞれ 95 戸と 99 戸であり、県内平均の 108 戸を下回っていた。第四区は人口密度が県内の平均と一致するが、同区の平均村内戸数は 208 戸で県内最高である。前掲『協和運動二ヶ年を顧みて』。

(20) 撫順県公署総務科文書股『撫順県一般状況 康徳 4 年』(1937 年) 214-215 頁。近代満洲の農村における農業外就業の展開について、菅野智博「近代南満洲における農業外就業と農家経営—遼陽県前三塊石屯の事例を中心に」『東洋学報』第 98 巻第 3 号(2016 年 12 月) 59-90 頁を参照。

(21) 1934 年における撫順県の平均生産高は大豆 16746 石、高粱 19787 石、粟 7907 石であったのに対して、同県第六区の平均生産高はそれぞれ 13200 石、21850 石、7404 石であった。同上。

⁽²²⁾引く。以下「大農」等と記した場合はこの基準に基づく。大農は 60 畝以上の土地の所有者、中農は 30 畝以上～60 畝未満の土地の所有者、そして小農は 30 畝未満の土地の所有者を指す。すなわち、平原地区や山区と異なり、1934 年の段階の丘陵地区は、土地の集中度が県内の中間的な位置を占めていたと見ることができるだろう。1930 年代中期の撫順県農村部では「南満洲型」の小規模自作農が圧倒的であったという事実と農家経営の市場向けの農作物生産への依存度が極めて高かったということが確認できるであろう。一方、地主的な大規模農業経営は、平原地区に集中しており、それを支えたのは農業労働者であった。⁽²³⁾

撫順県を含めて農作物の商品化率が高い南満洲では、農家経営は農作物の価格変動に大きく規定されていた。⁽²⁴⁾1931 年から 1938 年にかけては、農作物販売価格の上昇率と比べて購入品価格の上昇率が高かった。また、1939 年以降満洲国政府によって設定された農産物公定買収価格が市場生産費を大きく下回ったことにより、農家の家計の維持は困難となった。農作物別の価格変動を見ると、20 年代末以降の大豆輸出市場における価格暴落の影響を受け、他の農作物と比較して大豆価格の上昇率は非常に低い水準に止まっていたのである。⁽²⁵⁾注目すべきは、農作物の価格変動が起きたにもかかわらず、1930 年代から 1940 年代前半にかけての撫順県では、本来輪作制に利用されている大豆・高粱・粟の生産が維持されていたことである。⁽²⁶⁾おそらく輪作の維持によって農民が土壌の肥沃度を保持しようとしていたものと推定される。同時に他方で、大豆価格の低迷は農家経済に大きな打撃を与えたと考えられる。こうした農作物市場の変化に対応しようとした撫順県の大規模の土地所有者の一部によって、朝鮮人小作人への土地貸出による水田開発が行われた。

次に、1934 年における撫順県第六区 (2134 戸) (「農村基本調査」) と 1943 年の同地域に位置する馬郡村 (1117 戸) を分析対象として、1930 年代中期から 1940 年代前期にかけての撫順県における農家経営と階層の変容を検討しておこう。⁽²⁷⁾1934 年から 1943 年にかけては、大農戸数の割合が 7% から 5% へと減った一方、大農によって占められる所有地の割合は 20% から 30% へと上昇した。1934 年に農家の 26% を占めていた中農の戸数は、1943 年には 11% に低下し、中農が占める所有地の割合は 37% から 25% へと減少した。さらに、34 年から 43 年にかけて一貫して所有地のほぼ 40% を占めていた小農は、その戸数を 60% から 80% へと増加させた。階層別の変化を見ると、1943 年の

(22) 1 畝 (ム一) はほぼ 614.4m²。同上。

(23) 1934 年の段階で撫順県農村部には 9524 人の雇農がいた。同上。

(24) 天野元之助『中国農業の地域的展開』(龍溪書舎, 1979 年) 60 頁。

(25) 権哲男「『満洲国』時期農産物価格変化および農業生産に対する影響」『東京経学会志』279 号 (2013 年) 91-107 頁。

(26) 南満洲鉄道株式会社庶務部調査課『満洲高粱に関する調査』(1925 年) 21 頁。南満洲鉄道株式会社庶務部調査課, 哈爾濱事務所運輸課『満洲産業統計』(1932 年) 19 頁。満鉄調査部『満洲農産統計昭和 16 年版』(1941 年) 56-57 頁。

(27) 前掲『協和運動二ヶ年を顧みて』。満洲帝国協和会中央本部調査部『農村分会実態調査報告書』(1943 年) 8-9 頁。

時点で馬郡村の農家における小作人の比率は58%となり大幅に増加している。撫順県農村部では、農民のほとんどが土地を担保として農家相互間での負債を負っていたが、長期的に返済不可能な場合には、所有地を売って土地の使用権を移譲するなどの習慣もあった。⁽²⁸⁾つまり、1930年代後半から40年代前半にかけての農民の階層的分化の背景は次のようなものであったと考えられる。すなわち農作物の価格変動による経営困難から、負債の返済が不可能となった多数の中小農家が所有地の譲渡を余儀なくされた一方で、大農は土地貸出しと水田開発への投資によって、農作物市場の悪化に対応しようとしたのである。⁽²⁹⁾1930年代中期から40年代前期にかけての撫順県では、少数の大農への土地集積と、その対極として中小土地所有者の零細化と小作への転落も発生するという、南満洲に独特の農民層の両極分解が起こっていた。⁽³⁰⁾

II 屯有力者と協和会

1920年代前半に張作霖政権は地方支配の安定化を意図して、屯有力者を支持基盤とする形での自治組織再編を命令した。⁽³¹⁾まず張作霖政権下の「村制」に規定された屯長の特徴を検討しておこう。選任制によって選ばれた屯長は、村公署の指導者として戸籍管理事務などの行政業務を担い、また村有地などの公共財の管理運営に当たっていた。加えて、村公署は村内における政令の伝達を管轄していた。農民による県公署への陳情が屯長を中心にして行われていた点を考慮に入れるならば、屯長は農村住民と行政機構を媒介するいわば窓口の機能を果たした。⁽³²⁾そして、村公署が勸農組織である農会の基礎単位として位置付けられたことで、屯長は管轄地域における農業改善と農民生活の安定を確保する役割も演じていたのである。⁽³³⁾以上の公式的な業務の他に、屯長は村民間の紛争に対

(28) 1934年には8割以上の農民が「農家相互間負債」を行っていた。前掲『協和運動二ヶ年を顧みて』。浜口裕子『日本統治と東アジア社会—植民地期朝鮮と満洲の比較研究』（勁草書房、1996年）200頁。南満洲における貸付関係の慣行については、満洲国実業部臨時産業調査局編『農村実態調査報告書、第15巻。農家の負債並に貸借関係篇（南満の部）』（龍溪書舎、1989年）285-306頁を参照。南満洲（呼蘭県）で行われた調査に基づき、「貸付の流れによる」土地集中の事例について、満洲国実業部臨時産業調査局編『農村実態調査報告書、第8巻。土地関係並に慣行篇』（龍溪書舎、1989年）99-100頁を参照。また、1930年代の南満洲における地主と富農による土地集積の他の事例については、風間秀人『『満洲国』における農民層分解の動向（II）—統制経済期を中心として』『アジア経済』30巻9号（1989年）18-27頁を参照。

(29) 前掲『協和運動二ヶ年を顧みて』7頁。

(30) 前掲『『満洲国』における農民層分解の動向（II）—統制経済期を中心として』27頁。

(31) 松重充浩『『保境安民』期における張作霖地域権力の地域統合策』『史学研究』186号（1990年3月）21-40頁。

(32) 満鉄調査課『事変前に於ける東北四省行政機構』（1932年）130-136頁。

(33) 前掲『撫順県一般状況 康德四年六月一日』217-220頁、川村芳男、伴久雄編著『撫順要覽』（1923年）東北亜研究所編輯『滿蒙地理歴史風俗誌叢書、6』（景仁文化社、1995年）166-167頁。

して最終的な解決役となり、土地売買の取引や結婚の仲介人、保証人として働くなどといった様々な非公式業務も執り行っていた。⁽³⁴⁾

では、屯長の階層的な地位はいかなるものであったのだろうか。1933年の段階で、撫順県における32人の村長および副村長の経歴を見てみると、全員が撫順県出身であること、そのうち68.7%（22人）がそれ以前に村公署での勤務歴があること、さらに、そのうち65.6%（21人）に教員の経歴があったことが分かる。奉天省において村長選任の資格は中農以上の農家に限定されており、⁽³⁵⁾また撫順県村民の大部分が「無教育者」だったことを考慮すれば、⁽³⁶⁾村長・副村長は農村社会において上位階層に属していたと判断してよいだろう。満洲国「建国」直後、馬郡丹協和会分会の会長となった張鶴齡を事例として、屯有力者の具体像を見ておきたい。張は1943年の時点で約120畝の土地を所有する馬郡丹出身の大地主であったが、彼は所有地の「大部分を小作に出し狭小な畑を手作して」おり、また満洲国設立以前から「学董」として馬郡丹の村有地（学田）を経営する有力者であった。⁽³⁷⁾他方、屯長の中には中農も少なくなかった。1943年の段階において、20人で構成されている馬郡村分会常務員の名簿を見てみると、屯長を兼任する13人の分会常務員のうち、大農は2人、⁽³⁸⁾中農は9人、小農は2人だったことが分かる。

以上に検討した馬郡村分会常務員の構成から、次のことが理解できるであろう。すなわち、撫順県農村部の屯長が協和会の組織末端に組み込まれるようになっていたということである。満洲国政府と協和会との二位一体制（1941年に実施）によって、省以下の行政機関と協和会との人事交流が要請されたが、村公署と協和会の組織末端・分会の一体化は実際のところ、地域ごとに異なる形態そして異なる時期に実現されたのであって、本稿の対象である撫順県について言えば、1936年、協和会の「分会長が村長を兼務する」ことになった時点で、⁽³⁹⁾換言すれば二位一体制の実施以前の段階で、屯長と分会長の一体化はすでに行われていたのである。次に注目したいのは、村レベルの協和会についた中国人リーダー層が安定しており、農村住民との信頼関係が形成されていたということである。例えば、1936年に行政村に相当する区域に協和会支部が設置された際、それまで馬郡丹村

(34) 満洲国実業部臨時産業調査局編『農村実態調査報告書 第9巻 産調資料(45)ノ(9)農村社会生活篇』(龍溪書舎, 1989年)191-194頁。清水金二郎『契の研究—満・支土地慣行規範について』(大雅堂, 1945年)14, 15頁。

(35) 村長選任の資格の一つとして、「二千元以上の財産を有する者」という条件が挙げられていたが、1933年の撫順県において畑の平均価格は一畝当たり50円であったことを考慮すれば、2000円はほぼ40畝の所有地に相当する。山田弘之『奉天省吉林省に於ける警察、保衛団、鄉村制度』(1927年)25頁。

(36) 1934年時点で、撫順県の農民の89%を「無教育者」が占めていた。前掲『協和運動二ヶ年を顧みて』。

(37) 前掲『農村分会実態調査報告書』13-20頁。

(38) 同上, 26-27頁。

(39) 同上, 23頁。

落の協和会分会長を務めていた張鶴齡は、馬郡村協和会支部長へ横すべりする形で協和会活動の指導を続けている。このように、1930年代後半から40年代前半にかけての撫順県においては、生産性の低い農業生産に依存する農家経済が著しく打撃を被っており、その影響を受け階層分化も著しく進んだ。協和会はその中で後述する農村救済政策などの活動を展開した。それゆえ、従来地方行政機構において指導的な役割を果たしていた地方リーダー層は、満洲国の設立以降も、協和会と会員との間を媒介する役割を引き続き担ったのである。

III 協和会会員の性格とその数量的動向

「創立の理念」として「三千万大衆ノ支持ヲ獲得シ得ルニ至ラバ之ヲシテ國家ノ根本國策ヲ決定セシムベキ⁽⁴⁰⁾」と掲げた協和会は、その設立当初から会員の獲得と組織の拡大に熱心に取り組んだ。そもそも協和会の存続にとって、会員の獲得は重要な条件となっていたのである。協和会の経費は会費、満洲国政府からの国庫補助金、事業利益金、雑収入によって支弁されていたが⁽⁴¹⁾、1933年から1937年まで国庫補助金が停滞傾向を示したため、会員の獲得は、会費による資金源の確保をも意味するものとなってきたからである。

撫順県協和会は、設立時には一戸一名（男性）の会員制度を取っていた⁽⁴³⁾。その後、戦時統制経済体制への移行を背景に、1938年の協和会青少年団の結成を一つの画期として、協和会による活動の対象範囲は拡大され、また協和会への加入は「半強制的」な性格が強まったことが指摘されている⁽⁴⁴⁾。しかし、38年以前の協和会の「会員規則」を検討してみると、同会への加入が義務的だったとは考えにくい。1937年8月に公布された「会員規則」を例にとると、原則として会員になるためには協和会会員二名の推薦と分会長および所轄本部長の承認が必要とされ（第二条）、会員の身分の得失変更は所轄本部長の管理する会員名簿によって証明されることになっていた（第三条）。また、会員は会費を毎年納入することになっており、会費納入の手続き完了が確認されると、所轄本部長は会員の身分を証明する会員証を発行し、分会長を経て会員に渡すものと規定されている（第四条⁽⁴⁵⁾）。ところで、協和会からの会員の脱退があったことを示唆する資料が残されている。規則では、⁽⁴⁶⁾

(40) 満洲帝国協和会編『満洲帝国協和会組織沿革史』（不二出版、1982年）17頁。

(41) 「満洲国協和会章程 第11章第33条」満洲国協和会『協和会須知』（1933年）34頁。

(42) 平井廣一「『満洲国』一般会計目的別歳出予算の動向」『北海道大学経済学研究』52巻3号（2003年）107頁。

(43) 前掲『満洲帝国協和会組織沿革史』17頁。前掲『農村分会実態調査報告書』18頁。

(44) 鈴木隆史「満洲国協和会史論（二）」『現代史』5巻12号（1974年）125頁。

(45) 満洲国史編纂刊行会『満洲国史・各論』（1971年）102頁。

(46) 協和会奉天省本部下の市県レベル協和会会員数に関する1940年4月の報告を「前回報告数」と比較して検討すると、会員数が減少した市県も存在していたことが分かる。満洲帝国協和会奉天省本部『満洲帝国協和会康德七年度奉天省連合協議会』（1940年）26-27頁。

会費未納の場合、上部組織の指令によって会員を除名すると規定されており、この規定をいわば逆手に取る形で、協和会からの脱退が行われたのである。⁽⁴⁷⁾また、「分会規則」の第六条では、「會員ニシテ本会ノ統制ヲ亂シ又會員タルノ體面ヲ毀損スルカ如キ所為アリタルトキハ除名ス」と規定されていた。⁽⁴⁸⁾その他、会員除名の要件として「刑ノ判決ヲ受ケタルトキ」、「阿片吸食其ノ他悪習ニ陥リタルトキ」なども挙げられている。⁽⁴⁹⁾その反面、協和会では、新会員の獲得を促進するためのインセンティブの付与が課題となっていた。特に、1930年代後半の資料を見ると、協和会分会の「指導方針」が示すように、協和会への被統治民族の加入は、「国民一般」の日常生活に「希望ト安心」をもたらすものであり、それを実現するために「一般國民ノ信望ヲ把掌スル」能力が必要であるとされた。⁽⁵⁰⁾撫順県では、村民の協和会への加入を円滑に進めるため、屯有力者による協力のもと、会費納入に関する規則が事実上緩和されていた。撫順県における協和会年会費は戸当たり3円と設定されていたが、馬郡村分会では、1935年まで会費が徴収されていなかったのである。36年以降、会費の徴収は「実際は貧富の差に依り一円五十銭より九円位の間で徴収され」ようになったが、「貧窮者」については会費は免除されていた。また、協和会分会において不足していた費用は、分会長が負担する場合もあったことが報告されている。⁽⁵¹⁾ここでは、こうした加入条件を考慮した上で、撫順県の協和会会員の推移を検討しておこう。【表1】は、馬郡村分会と県本部レベルの協和会会員数の推移を示すデータをまとめたものである。

【表1】でまとめた数字を見ると、各資料間で会員数の大きな相違が認められる。このような会員データの相違は、いかなる意味を持つのだろうか。データの収集方法は不明だが、『農村分会実態調査報告書』における農村分会の事務書類に関する調査で明らかにされているように、分会事務では事務書類の管理が杜撰であったため、適切な会員名簿は作成されておらず、協和会分会による会員数の把握は不十分であった。⁽⁵²⁾このようなことを考慮すると、【表1】の資料の曖昧さは否定できず、会員数を推計する作業自体に多くの問題が残ることであろう。しかしながら、ヘイダールが指摘しているように、政党の党員に関する数量的なデータは慎重に取り扱う必要があるものだとはいえ、それでもこうした数量データが政党の党員数の推移についての重要な資料であることも確かである。⁽⁵³⁾

(47) 満洲帝国協和会中央『協和会の概貌』（1939年）66頁。

(48) 満洲帝国協和会編『満洲帝国協和会組織沿革史』（不二出版、1982年）80頁。

(49) 前掲『協和会の概貌』74頁。

(50) 前掲『満洲帝国協和会組織沿革史』99頁。

(51) 前掲『農村分会実態調査報告書』15, 42頁。

(52) 撫順県馬郡村分会による事務書類の管理に関しては、調査者が以下のように厳しく報告している。「常務会上提議案やその協議記録、その処理経過、記録、は何もなかったし、問事工作書類についても同様であり」前掲『農村分会実態調査報告書』33-34頁。

(53) Knut Heidar 2006. "Party Membership and Participation", Richard S. Katz and William Crotty eds., *Handbook of Party Politics*, (London; Thousand Oaks, CA: SAGE Publications, 2006) p.303.

【表 1】 奉天省撫順県における協和会会員の推移

資料名	年度	協和会会員数	
		馬群村分会	撫順県弁事処・ 県+市本部
満洲国協和会撫順県弁事処編『協和運動二ヶ年を顧みて』（1935年）7頁	1932		800
	1933	1100	
	1934		20862
満洲国協和会奉天省地方事務局『満洲国協和会会員数一覧 康德二年六月現在』（1935年）35-48頁	1935		23386
満洲国帝国協和会中央本部調査部『農村分会実態調査報告書』（1943年）18頁	1936	1800	
満洲帝国協和会中央本部『満洲帝国協和会現勢概要 康德6年版』（1939年）160, 161, 176, 177頁	1939		40892
	1940	2500	
満洲帝国協和会奉天省本部『康德七年度奉天省連合協議会要綱』（1940年）26頁	1939		55736
	1940		55474
満洲国協和会奉天省本部『康德十一年度奉天省連合協議会要綱』（1944年）37頁	1943	2532	
	1944		64807

撫順県と撫順県馬郡村の会員数の推移に関して、いくつかの点を検討しておこう（【表 1】を参照）。第一に、1940年の撫順市において協和会会員の減少が見られるものの、⁽⁵⁴⁾1932年から1944年の全期間を通じて、会員数が増加傾向を示していることが確認できる。協和会による組織化活動が30年代前半に始まったのは、撫順県ではなかった。例えば、奉天省の場合、1933年には撫順県を除いて25の県レベルの協和会組織が設立されていた。⁽⁵⁵⁾他方、先行研究が指摘したように、主な地域では協和会の活動が30年代後半に展開したのは事実である。『農村分会実態調査報告書』で調査対象となる滨江省双城県、通化省輯安県、吉林省榆樹県の場合、農村分会は1935年、1937年、1938年に成立した。⁽⁵⁶⁾第二に、協和会の会員数は1932年以降一貫して増加を続けたが会員の増加率は30年代前半期の方が高かった。1932年から1936年にかけての会員数急増の背景には、撫順県の独特の加入制度、後述する協和会による農業経営改善工作の実施、集家工作によって人口の集中が進んだ結果、村民の活動が円滑になったことなど、いくつかの要因があった。⁽⁵⁷⁾また36年後半における会員数の急増は、協和会の政策がその対象範囲を拡大したことを反映していると見ることができる。第三に、特に馬郡村の場合、39年以降になると増加率が著しく低下した。40年代における会員数

(54) 前掲注(43)参照。

(55) 満洲国協和会『満洲国協和会之概要』（1933年）27頁。

(56) 満洲帝国協和会中央本部調査部『農村分会実態調査報告書』（1943年）63, 105, 139頁。

(57) 前掲『協和運動二ヶ年を顧みて』13頁。

【表 2】 撫順県における民族別協和会会員数

		日本人		「満洲人」		朝鮮人		合計	
		会員数	%	会員数	%	会員数	%	会員数	%
1934 年	撫順県	800	3.8	18000	86.2	2062	9.8	20862	100
1939 年	撫順市	5911	31.1	12426	65.4	637	3.5	18974	100
	撫順県	95	0.6	21316	97.2	504	2.2	21915	100
	合計	6006	14.6	33742	82.5	1141	2.9	40889	100

出典：満洲国協和会撫順県弁事処編『協和運動二ヶ年を顧みて』（1935 年）7 頁、満洲帝国協和会中央本部『満洲帝国協和会現勢概要 康徳 6 年版』（1939 年）160、161、176、177 頁

の動向には、戦時下の農作物の出荷政策の実施中、協和会が新会員の獲得を軽視するようになったこと、さらには協和会に対する被統治民族の離脱と抵抗が増加したことなどが多かれ少なかれ影響していると推測される。だが、39 年以降における馬郡村の会員増加率の低下について言えば、村内のほぼ全戸が協和会会員として組織されたため、新規会員を獲得する余地がほとんど残されていなかったことが大きな原因であった。馬郡村の 1943 年の全戸数は 2465 戸（そのうち 1348 戸が土地所有者）であり、1940 年の時点で馬郡村ではすでに協和会が一戸一会員の目標を達成していたのであ⁽⁵⁸⁾る。このように、馬郡村においては協和会による会員獲得運動が 1932 年以降大きな成功を見せていたが、それが必ずしも県全体の動向を表すものと言えないことも確かである。県全体の会員数の動向を見ると、1939 年には県内における会員数／戸数が 40892 人／49578 戸で 82.4% に達し、40 年代になっても会員数は増加する傾向を見せていた。⁽⁵⁹⁾

【表 2】は 1934 年と 1939 年の撫順県における民族別の協和会会員数を示すものである。1938 年に実施された行政区域の改変後、従来の撫順県の管轄区域が、撫順市と撫順県に分割されていることに注意されたい。【表 2】から分かるように、日本人会員の増加率は中国人より高かったが、1939 年の段階で、中国人は撫順県と撫順市を合わせて全会員の 8 割を占め、絶対数では最大の部分を占めていた。満洲国全地域における協和会会員に関するデータを見ると、1938 年に中国人の会員数が全会員数の 84.4% を占めたことで、撫順県における中国人会員の割合は、全満洲国の平均に近づいている。⁽⁶⁰⁾次に、協和会会員構成を職業別に検討しておこう。1939 年における撫順市の管轄区域は、大まかに言って炭鉱地帯と都市部に区分できるが、同市の職業別住民構成を検討すると、農業就業者が総人口の 20.14% を占めていたことが分かる。一方、同年の撫順県では、総人口の 57.94% が農業就業者であった。⁽⁶¹⁾こうした撫順県と撫順市の差異に留意して、1939 年度のデータを見てみると、興味深い数値を得ることができる。すなわち、撫順県では、世帯加入率（戸数／会員数×100）は 70.46

(58) 同上、8 頁。

(59) 治安部警務司『主要都市市街地戸口統計表 康徳 6 年 12 月末現在』（1938 年）55 頁。

(60) 満洲帝国協和会『協和文庫三輯 協和会の概貌』（1938 年）19-22 頁。

(61) 前掲『満洲帝国協和会現勢概要』160-161、176-177 頁。

%にまで達していたのに対し、撫順市では 50.6%に止まっていたのである。⁽⁶²⁾ この数値から明らかのように、撫順県における協和会運動は、農村部の方でより浸透していたと言える。なお 1939 年の資料によると、日本人会員のほとんどが撫順市在住であり、炭鉱地域分会、工場分会、都市区域内分会に所属していた。⁽⁶³⁾ つまり、撫順県の場合、日本人が集中する都市・炭鉱地帯の撫順市より、被統治民族が人口の圧倒的部分を占める農村部地帯の撫順県の方が、協和会による住民の組織化率が高かったのである。なお、協和会運動の最大目標であった被統治民族の農村民の組織化は、撫順県都市部の日本人協和会会員による強力な支援の下で行われた（後述）。最後に、農村部における協和会会員の階層別構成について述べたい。協和会による政策は、土地を所有する者に止まっていた。撫順県において朝鮮人のほとんどが小作人であった事実も考慮すれば、この地域における協和会への朝鮮人加入は小作人にまで及んでいたと判断できるだろう。⁽⁶⁴⁾

IV 撫順県協和会の組織変革

本節では、協和会撫順弁事処の設立から満洲国における治外法権撤廃までを第一期（1932～37年）、協和会青少年団の設置以降を第二期（1938～43年）と時期区分した上で、撫順県協和会の末端において行われた組織変革の実態を明らかにしたい。第一期の撫順県における協和会運動の指導機関は協和会撫順弁事処であったが、治外法権撤廃の翌年、同弁事処は解体され、第二期において新たに撫順市区域を管轄する協和会撫順市本部、そして撫順県区域を管轄する協和会撫順県本部が設置された。こうした組織の改変があったにもかかわらず、撫順県協和会の人事構成を検討してみると、両期には連続性があったことが理解できる。例えば、撫順県協和会の組織トップの民族別人事構成を見ると、中国人の撫順県公署長は第一期においては撫順弁事処長を兼任しており、また第二期の 38 年以降になると撫順県本部長を兼任していたことが判明する。第一期には、撫順弁事処の下級職員として多数の中国人が雇用されており、さらに第二期になると、撫順県本部・市本部における中国人職員の割合はますます増加したが、協和会の指導機関上層部について見ると、両期を通じて日本人職員が圧倒的多数を占めていた。⁽⁶⁵⁾ ここで、弁事処の日本人職員に目を移してみよう。撫順県協和会の組織上部で活躍した日本人職員の経歴を検討すると、撫順炭鉱庶務課長（第二期には撫順炭鉱次長）が、1929 年から 1931 年までは満洲青年連盟撫順支部長を、第一期には撫順弁事処長を、そし

(62) 同上、125 頁。満洲国通信社出版編『満洲国現勢 康德六年版』（1939 年）207 頁。

(63) 同上、160-161、176-177 頁。

(64) 在満日本帝国大使館編纂『在満朝鮮人概況』（1935 年）306 頁。協和会加入規則によれば、分会長の被選挙資格を持たない「普通会员」になるための階層的制限はなかった。満洲国協和会『協和会須知』（1933 年）34-35 頁。

(65) 前掲『協和運動二ヶ年を顧みて』9、12 頁。前掲『満洲帝国協和会現勢概要』160-161、176-177 頁。

て第二期には撫順市本部長を兼任していたこと⁽⁶⁶⁾、両期を通じて、指導部の人事構成において撫順実業協会会員の占める割合が少なくなかったことなどが明らかとなる⁽⁶⁷⁾。

このように、協和会弁事処上層部と役員、撫順炭鉱庶務課、撫順の実業家との間には人事的連続性があったのであり、彼らは協和会運動に様々な形で協力している。第一期には、撫順炭鉱と撫順実業協会は協和会による農村救済運動に積極的に協力し、撫順弁事処の活動を支えていた。まず、撫順県協和会の設立直後、撫順の商工業地区と撫順炭鉱内に協和会分会が設置されたが、多数の実業家、満鉄の社員そして労働者からの会費と寄付金は、撫順県協和会にとって農村救済政策を実行するにあたっての重要な資金源⁽⁶⁸⁾になっていた。さらに、撫順市の日本人財界は協和会による諸事業の実施過程に協力していた。こうした協力の一つの事例として、協和会撫順弁事処の下で実施された農村民診察について見ておくことにしよう。「大同二年 [1933 年] 六月及七月県下前甸子、撫順城、方小屯三ヶ村を中心とせる附近部落民 [中略] に対し診療試薬を行ひたり。尚ほ同施療班組織に就いては満鉄撫順院長内野博士が弁事処の援助方懇請を快諾せられ、同院長初め内科大沼、桂、外科捲手、眼科遠藤、歯科酒井、並に薬局永房、中野諸先生の参加を得たり⁽⁶⁹⁾」。この事例から明らかなように、協和会による診察の実施は、弁事処地方常務員・酒井肇が所属する満鉄撫順医院の協力の下ではじめて可能となったのである。『農村分会実態調査報告書』の調査対象となった三つの地域における協和会分会を検討してみると、満鉄と日本人財界による協和会への協力が確認できるのは撫順県⁽⁷⁰⁾だけである。

次に、第二期における撫順県協和会組織の性格の変容について検討を加えておこう。治外法権撤廃の翌年である 1938 年、撫順市本部および撫順県本部に対して地方の協和会運動の指導を行ってほしい旨の要請がなされた。かつての弁事処と比較した場合、県・市本部の地方組織に対する指導・統制力は著しく縮小されていたのだが、他方で 1935 年から組織されるようになった撫順県分会連合会の機能が拡大するようになってきた。分会連合会は協和会本部と分会との中間的な団体であり、撫順県の諸分会長によって構成されていたものであるが、1937 年以降、協和会の諸活動の企画と実施を担当するようになり、政策実行の諸経費をも負担するようになったのである⁽⁷¹⁾。撫順県協和会予算の変化を手がかりとして、以上の変容を検討しておこう。第一期（1932 年）の撫順弁事処の決算

(66) 協和会設立以前に、撫順炭鉱庶務課参事の中野忠夫、中野の次の参事であった升巴倉吉が満洲青年連盟撫順支部長を兼任していた。協和会設立以降、引き続き升巴は弁事処長を兼任したが、1939 年には撫順炭鉱次長・太田雅夫が協和会撫順市本部長を兼任するようになった。

(67) 例えば、満洲青年連盟に参加し、1932 年には撫順における協和会設立委員会の一メンバーとなった瀬田修逸は、撫順商工公会の参事で撫順農産の取締役でもあった。瀬田は満鉄撫順地方委員、満鉄社員としても活躍した。

(68) 前掲『農村分会実態調査報告書』13 頁。

(69) 前掲『協和運動二ヶ年を顧みて』24 頁。

(70) 前掲『農村分会実態調査報告書』。

(71) 前掲『協和運動二ヶ年を顧みて』51-54 頁。

を見ると、協和会中央と奉天省協和会機関からの補助金がそれぞれ 3510 円と 1465 円（弁事処の総収入の 53%と 22%）あり、「会費収入」は 670 円（10%）で「寄付金」は 550 円（8%）だった。⁽⁷²⁾ところが、第二期（1942 年）の撫順県分会連合会の決算によれば、会費収入が 37677 円（総収入の 70%）で、相対比・絶対量ともに大きく増加していた。つまり、30 年代後半には、農村分会の資金的な自立の傾向が強まっていたことが確認できる。⁽⁷³⁾しかし、第 VI 節で説明するように、協和会中央と県レベルの協和会組織からの補助金が減少したことを背景として、農村分会では 30 年代前半に開始した農村救済工作の中止を余儀なくされた。

V 協和会撫順弁事処と農業経営改善運動（1932～37 年）

1932 年 10 月、満洲青年連盟撫順支部は協和会撫順弁事処へと改組された。撫順弁事処は、1932 年から 33 年までの期間には、憲兵隊による抗日運動の鎮圧と協力しながら、農村分会の設置によって屯有力者と接触すると同時に、農村救済工作にも着手していた。だが、撫順弁事処による農村救済工作が本格的な段階に入ったのは、1933 年から 35 年にかけての時期のことであった。農村救済工作が開始された際、分会長となった屯有力者たちは、撫順弁事処の業務を補完して、同弁事処の政策が円滑に実施されるよう協力することを求められた。こうした要請に積極的に対応して、分会長個人が負担を背負った事例も報告されている。例えば、「馬郡農林日語学校」の場合がそうであった。ここでは「県弁事処が負担したが十分でなく〔馬郡村分会長〕張氏個人の負担した所も多大であった」⁽⁷⁴⁾。けれどもこうした事例は例外的であって、屯有力者・分会長が主に担ったものは、撫順弁事処からの指示を村民に伝達し、協和会の政策を村内に導入するための媒介者の役割であり、それとともに撫順弁事処への請願の提出など、農村分会員の代表者としての役割であった。分会長はこれらの機能を、分会連合会協議会という公式のルートを通じてだけでなく、撫順弁事処主事であった丸川順助との人的関係を通じても果たしていた。例えば、次の一文を見ていただきたい。〔馬郡丹村落〕分会長張氏は、弁事処主事丸川氏の助力を求め、丸川は撫順県公署農村救済資金の補助を得ると共に県城一般より寄付金を募り、協和会の名に於て大同二年〔1933 年〕四月により七月まで四ヶ

(72) 同上、17-20 頁。

(73) 同上、36-41 頁。

(74) 前掲『農村分会実態調査報告書』15 頁。

(75) 撫順弁事処主事の丸川順助は農村救済工作の企画・実施過程において重要な役割を果たした人物であった。当初撫順財界との関係が希薄だった丸川は、撫順炭鉱の撫順実業補習学校の講師を兼任することで財界との関係を持つようになり、1934 年に撫順弁事処主事、1939 年には撫順県協和会本部事務長となった。弁事処主事は協和会の経理、庶務、組織及び宣伝、情報、分会連絡の任務を取り扱うことになっており、協和会の活動の実践において大きな役割を果たしていた。前掲『協和会須知』46 頁。

月間、毎月六十石宛、播種用及食用高粱を馬郡丹、救兵台、腰嶺子の三村 […] に配給し、農業の生産の維持と難民救済に当たった⁽⁷⁶⁾。次節で紹介する協和会撫順県本部宛の手紙が示すように、分会長となった屯有力者は、当時発生していた村内の社会格差の拡大を強く意識していた。こうして屯有力者は、一方で協和会の農村振興工作の屯内への導入を媒介するとともに、他方で協和会に対して屯民の要求を伝達するという二重の役割を演じていたのであって、国家と地域民との媒介者の本来の機能を果たし続けていたと言えるだろう。かくして、1930年代において農民層の両極の分化が進行する中であっても、協和会の行う高粱配給などの難民救済活動によって、屯有力者は名誉を保ち、屯内の支配関係を維持していたのである。

第一期に撫順弁事処が実施した諸事業は、衛生、「農政振興」、教育（学校の設置）、村民の組織化、紛争調停、地方行政機構改革への協力、といった多様な領域に渡っており、農民生活の安定化と農業経営の改善を目的としていた。1933年から1935年にかけての「農政振興」策には、物品配給と資金調達を目的とする「農村救済資金」の創設、「農村失業調査及び就職斡旋」事業があった。このうち失業対策であった后者は、満洲事変直後の治安混乱によって大きな打撃を受けた農村経済の復興を目指す事業であった。その他、自給肥料の増産を狙った「クローバー栽培奨励」事業や、副業の奨励を目指した「協和会模範養鶏場」の設置などの諸施策は、農家経済にとって最大の問題であった農作物生産への依存性の高さ、肥料未使用による生産性の低さに対応して、農家経済の改善、農業生産の改良を課題としていた。また、1932年に撫順弁事処が開始した教育事業は日本語教育が中心であったが、撫順城に開設された「農民美術研究所」の場合、その活動は日本語教育、生徒の政治的な教化に限定されておらず、「素木石炭、粘土を主材として、漸次一般農村家内手工業」へと至るいわゆる「手に職を付ける」ための訓練も含まれていた。すなわち、「研究所」は撫順炭鋳製材所からの特別払い下げによって入手した素木石炭、粘土を活用して、農村における副業の拡張を図っていたのである。以上の多様な政策事業はいずれも、満洲事変直後の治安混乱、農作物価格の低迷から打撃を受けた農家の日常生活の回復と深く関わっているものだと言えよう。そして協和会によるこのような事業の展開は、撫順県における多数の村民に対して協和会への加入を促すインセンティブになったと考えられる。もちろん、農民の加入を促進しようとしたのは、撫順県の協和会だけではなかった。例えば、吉林省榆樹県と浜江省双城県の場合、1942年には協和会の県レベル組織は労働供出の工作を実施する際、対象となった労働者に月40円を与えた⁽⁷⁷⁾。榆樹県協和会は、県内の貧農の救済を目的として、1938年に住民に給料を与えて森林伐採を実施させた⁽⁷⁸⁾。また、後述するように、協和会による紛争調停は広く実施されたが、この装置は農民にとって協和会に加入する励みとして機能した。このように、満洲国協和会の農村経済の維持・貧農救済活動は他の地域でも見られ

(76) 前掲『農村分会実態調査報告書』13頁。

(77) 同上、122、123頁。

(78) 同上、105頁。

たが、撫順県馬郡村においてはそれが1933年から多面的に実施されたところに特徴があった。

VI 戦時統制政策下の撫順県協和会運動の展開（1937～43年）

1937年以降になると農作物出荷の統制が本格的に実施されるようになった。1937年末から「貿易統制法」をはじめとする統制関係の法律が制定されるとともに、生活必需品、農作物の流通機構を統轄する特殊会社の設立によって経済統制が推し進められたのである。第二期における撫順県協和会運動の主な事業を検討しておこう。「戦時期総動員法」が公布された1938年に、撫順県では協和青少年団が設立された。青年団員は、毎月3日の訓練、さらに年次協和大会の際に、副業奨励、農事改良、家畜改良などの農業経営改善事業に関する実習を受けることになっていた。日中戦争の長期化を背景として、1940年に策定された「産業五カ年計画」の修正版では、農作物の増産が重視されていた。そうした増産政策に応じて、農村分会常務会、協和青少年団長（村長）は、青少年団を動員して植林や共同耕作などを実施した⁽⁷⁹⁾。また、分会役員および分会書記には「営農改善、廢耕防止」に関する知識を一般農民に普及させる役割が求められた。そうして、この時期には、農村分会と青少年団が、第一期に開始されていた農業経営改善事業を、引き続き実行することになっていた。

1940年代に入ると、農作物の集荷は農村の合作社によって公定価格制の下で強制的に行われるようになり、通帳式の消費財配給が実施されるに至った⁽⁸⁰⁾。興農合作社の設置が1943年まで遅れた撫順県では、農村部における戦時統制政策の実施を協和会活動が中心となって担っていた⁽⁸¹⁾。1940年、撫順県において協和会は国民隣保組織を設立した。この隣保組織は諸協和会分会が自然村＝屯レベルの班常会ならびに組（少数世帯）レベルの牌常会を設置して、管轄下村民の組織化を強化することを目的とするものであった。国民隣保組織は屯有力者を動員して、地方行政機関の諸業務を補完する役割を担い、必需品の配給、軍需品の出荷、労働者と家畜の供出を行政村以下のレベルまで徹底させる役割を果たした⁽⁸²⁾。班常会は「屯長、牌長及び屯内有力者達の集会であり、主に分会乃至村より指示された事項に付き相談或は伝達のため開かれるものであって、屯長が帰屯直後に開催するのを常とすると言う」。一方、協和会屯会への出席は、屯有力者に限定されておらず、次の資料からも明

(79) 同上、84頁。

(80) 前掲「1940年代における満洲国統治の社会への浸透」8-13頁。

(81) 1943年に開催された奉天省における出荷工作報告に関する懇談会では、井上という出席者が流通統制機構と協和会との関係に関して、「撫順県辺りは一ヶ班を受持って協和会が分担する、さうしてそこに模範的指導工作をやらうと云う処もあるし、又他に県に依てはさう云う組織の中の一員として加って」と報告している。満洲国協和会文化部『農安県出荷工作座談会 康德10年12月』（1943年）64頁。

(82) 『農村分会実態調査報告書』で調査対象となった地域においても、協和会による必需品の配給、軍需品の出荷、労働者と家畜の供出の実施が確認できる。前掲『農村分会実態調査報告書』を参照。

らかなように一般村民も参加していた。「農民の生活に重大な影響を及ぼす問題になると、常務員、班（屯）長のみならず農民中の中堅所からも随意に出て来るものがあると言ふ」⁽⁸³⁾。

戦時統制政策下の撫順県においては、上層部による政策が末端まで貫徹するという「上意下達」的な意思決定メカニズムと並行して、協和会分会長が分会連合会における情報伝達ルートを通じて、配給、出荷等に関する申請を行う役目を果たしていた。この点に関して必需品配給の事例を挙げておこう。撫順県公署が設置した経済委員会は、各屯長、警察官、商人によって構成される村レベルの機関だったが、「日常配給は村の経済委員会の決議により行はれるが特に重要物資の配給は分会常務会の決議を経るのであり、これには例えば種子の配給等がある。康德九年〔1942年〕秋より十年〔1943年〕春にかけての出荷は過重であり種子不足は甚しく、分会より〔協和会撫順〕県本部を通じて配給を申請し、配給はされたが希望通りのものではなかった。石油、ゴム靴、烏拉靴、綿布、塩の配給等に就いて分会より〔協和会〕県本部を通じて配給を申請し、かなり配給が改善され〔た〕」⁽⁸⁴⁾。

必需品割当などの流通統制に関する問題の他に、撫順県における農村分会は、その設置以来一貫して「問事工作」という紛争調停業務を行い続けた。第一期においては、協和会による調停事業は、主に中国人地主と朝鮮人小作人との争議事件を取り扱っていた。一方、小作争議が収まってきた第二期になると、農村分会は主に所有地の境界の確定などの土地紛争に関する仲介事業を行うようになった。こうした調停業務や仲介事業を通じて、「一般民衆は勿論、班（屯）長のみならず分会長（村長）まで協和会を問事機関」と見なすようになっていた。⁽⁸⁵⁾ 以上のように、戦時期統制経済政策の実施が地方支配機構の中心課題となった第二期において、第一期から引き続き行われた協和会工作は記録に残されている限りで言えば、村民の組織化（協和会青少年団体、国民隣保組織の結成）、紛争調停のみであった。戦時体制の強化に伴って村民の日常生活すら崩壊の危機に直面する中、「増産」政策強行の影響を受け、調査活動や衛生政策が中止されるなど、「農政振興」政策や教育事業は著しい縮小を余儀なくされたのである。この時期の事業縮小の原因としてはその他に、分会財政自立化に伴う活動資金不足も考えることができよう。例えば、この時期には協和会による家畜の配給事業が破綻し、飼料不足によって鶏が激減するという事態が生じている。⁽⁸⁶⁾ こうした協和会運動の変容に対して、農村部における協和会会員はいかに対応したのであろうか。第Ⅲ節で指摘したように、農村で会費が徴収され始めた1936年以降、分会の主な事業費は屯有力者・分会長の負担になった。しかし、戦時期の協和会の展開に関して、屯有力者・分会長は協和会の組織全体に対する批判は表面化させずに、満洲国の官僚に対する不信を表明していた。「〔馬郡村支部長〕張氏の語る所によれば、〔略〕この地方に活躍した日系に比較して現在政府其他に在る日系は素質がかなり低下して居るため

(83) 同上、31、34頁。

(84) 同上、45頁。

(85) 同上、50頁。

(86) 同上、21頁。

[協和] 会運動も十分導展しないと思はれるとのことである。尤も建国当初この地方には丸川順助氏其他熱烈高邁なる志士が居り、現在とてその指導的地位に在る日系がその熱意手腕に於て著しく遜色あるものとは言へないであろう⁽⁸⁷⁾。

ところで、第二期には屯有力者・分会長の利害と協和会政策との親近性が強まっている。例えば、増産政策が重点を置いた「廃耕防止」の背景には、1940年代に入ると深刻となった満洲国における労働力不足の問題があった。すなわち、日本の占領下の華北・華中などの地域から満洲へ移入する中国人労働者が減少し、労働力が不足するようになったのである。こうした労働力不足への対策として、満洲国は労務新体制（1941年）を導入し、国内の労働者に対する強制的な労働統制を実施した⁽⁸⁸⁾。村内における労働者の強制的動員政策は、大土地所有に必要な農業労働者不足に悩まされていた地主・分会長にとって有利な措置であった。

またこの時期には、屯有力者が上部組織からの命令と村民の要求との乖離に対応して村民の代表者の役目を果たすことにより、村内の政治力を保持していた。撫順県協和会の地方機関は様々な変革を経ていたが、1940年代には屯有力者・分会長は、依然として撫順県協和会本部事務長となった丸川順助との人的な関係を利用して、協和会撫順県本部の指導者に農村救済工作の実行を改めて嘆願していた。以下に示す手紙は、丸川順助をはじめとする協和会県本部に宛てて、馬郡支部長・張鶴齡以下の撫順県協和会分会連合会の代表者が送ったものである（1941年5月18日付。原稿は中国語で、執筆者による日本語訳）。「[中略] 撫順県の多くは辺鄙な農村であり、保守的な傾向があります。長年、改善しようと試みてきましたが、力不足であったと感じております。更に近年飢饉が起きて、民衆の貧困は一層深刻さを増しております。（我が）会は、協議を経て、農業の増産を（撫順農民の貧困に対する）唯一の対策であると重視することとなりました。[中略] 農村を振興させることが会員の幸福であり、また東亜建設の曙光であります⁽⁸⁹⁾」。この手紙では、屯有力者・分会長が村民の窮乏状態を報告した上で、協和会による農村救済政策を要請している。戦時期にも土地を集積し続けた屯有力者にとって、階層間対立の抑制は大きな課題であった。そこで協和会運動による負担の増大があったため、屯有力者・分会長は協和会運動に抵抗せず、その活動を支持し続けたのである。

では、下層村民についてはどうだったのであろうか。第二期には農村救済政策の縮小、分会費負担の増大に対して、農村会員は、協和会分会の場でたびたび不満を申し立てていた。次に引用する1942年7月18日付の高木清寿宛丸川順助書簡から分かるように、撫順県協和会による農作物の過剰出荷は農民の大きな不満と苦情を呼び起こしていた。「出荷させた糧穀が四百トンも野積み、無保管のまままで、スッカリ腐敗しているのです。[中略] 一日中お百姓と[協和会] 倶楽部の一屋で何やかと愚

(87) 同上、21頁。

(88) 児嶋俊郎「第1章 満洲国の労働統制政策」松村高夫、解学詩、江田憲治編著『満鉄労働史の研究』（日本経済評論社、2002年）52-59頁。

(89) 高木清寿関係文書、国会図書館憲政資料室所属資料、憲政資料。

痴を聞いてやりました⁽⁹⁰⁾。しかし、「問事機関」と意識されていた協和会は、警察を信用しない屯民にとって唯一の代表機関であったため⁽⁹¹⁾、1940年において会員数の若干の減少が記録されているものの、協和会からの農民の著しい脱退はなかったのだと思われる。撫順県馬郡村における問事工作の事例を検討しておこう。「馬郡村王新屯居住の張某と関某との土地が隣接して居るが、境界修理を多年行わなかったので境界となって居た排水溝を修築せんとした事より両者の土地境界に就き紛争が起り、これを〔協和会〕分会にも持込んで来たので常務員、〔撫順県馬郡村分会〕書記は現地を踏査し、両者所持の土地執照（地券）を標準とし新に測量を為し境界たる排水溝の位置を定めて解決した⁽⁹²⁾」。以上の事例では、農地間の境をめぐる紛争が発生した際、隣接者は地方の協和会分会に紛争の解決を請願していたことが分かる。『農村分会実態調査報告書』で確認できるように、問事工作は撫順県だけでなく、他の県でも同様に行われていた。また、協和会に調停が依頼された紛争は、土地紛争に限定されてはいなかった。例えば、中国人地主と朝鮮人小作人の小作紛争、「通匪の密告、金銭略奪、詐欺、流職、土地境界紛争、又警察を背景にして他人を苦しめ悪事すること等に関する悪質な事件⁽⁹³⁾」などの治安関係、また「出荷に対する特配品（主に綿布）の分配過程での紛争、離婚、分家等⁽⁹⁴⁾」もあった。日本人移民の入植地にも協和会分会が組織されたが、移民大地区の分会においても紛争の調停が行われていた⁽⁹⁵⁾。協和会がこうした紛争の調停を行った背景には、戦時期における農民生活の不安定化の中にあっても、屯有力者を基軸にして、「問事機関」として認識されていた協和会地方機関による農村の掌握が維持されていたことがあると考えられる。

おわりに

最後に、これまでの議論で明らかにされたことを総括した上で、今後の課題と展望を述べよう。1932年に撫順県では日本人居留民の組織である満洲青年連盟の撫順支部が協和会撫順弁事処へと改組・改称され、地方の日本人財界による寄付と技術的な支援を受けて、県内の農村民の組織化を始めた。1933年から1935年にかけて、協和会撫順弁事処は屯有力者の統合力を利用して、衛生、農業経営改善、紛争調停を含む多面的な事業を実施すると同時に、協和会分会の設置によって村民の組織化にも着手した。治安の不安定性と農作物価格の低迷に悩まされた1930年代から1940年代前半の農村は、農民層の両極の分化も著しく進行することになった。こうした状況に対して、馬郡村

(90) 同上。協和会倶楽部は1938年に設けられた馬郡村協和会分会の施設である。前掲『農村分会実態調査報告書』16頁。

(91) 日満中央協会編『満洲国経済事情並に満洲帝国協和会に関する懇談会記事要録』（1937年）21頁。

(92) 満洲帝国協和中央本部調査部『農村分会実態調査報告』（1943年）50頁。

(93) 同上、123頁。

(94) 同上、124頁。

(95) 前掲「満蒙開拓団と現地住民－日本人移民入植地における「民族協和」の位相」1059頁。

分会長・張鶴齡の事例が示すように、協和会分会長となった大・中農の屯有力者は、協和会撫順弁事処主事・丸川順助との安定した人的関係を通じて、分会代表者として撫順県協和会への様々な申請を行うとともに、協和会上部組織からの指示の受け皿として、協和会運動と村民との窓口の役割を務めるようになった。屯有力者・分会長は、協和会撫順弁事処が企画した農業経営改善政策を村内へ導入し、村内の階層的な乖離を収めて農村秩序を維持して行ったのである。一方、農村内の協和会会員の大部分を占めた小規模土地所有者・小作人も、農業経営の改善と農民生活の安定化を掲げた協和会運動に積極的に参加した。以上より、従来の全満洲国レベルの協和会会員数に関する検討とは異なった結論が得られる。撫順県では協和会会員数が1930年代前半から著しく増加し、44年には6万人を越える相当大規模なものとなっていたのである。

1937年以降、撫順弁事処の廃止と撫順県本部・市本部の設置によって、撫順の日本人財界と協和会農村分会運動との関係が稀薄化したことにより、村民会員の負担が増加した。こうした変化の結果、撫順県協和会運動は農村部における経済統制政策の実施を中心課題とすることとなり、1930年代前半に撫順弁事処が実施した農村救済事業はその多くが中止され、継続されなかった。こうした展開に対して、協和会会員となっていた農民は協和会分会において不満を述べ、分会長は従来行われていた農家経営改善事業の復活を強く訴えた。こうした要求が実現されることはなかったが、にもかかわらず撫順県では協和会からの著しい会員脱退が確認できていない。1940年代前半の戦時期統制経済体制の確立に伴って農村の負担が大きくなる中、協和会は、地方行政機関の上層部から要請された農作物の供出量などを、屯の間に平等に割り当てられるよう調整を行う「問事機関」として、農民にとって依然として脱退できない組織であったのである。こうして、少なくとも撫順県においては、協和会は農村部における動員力を失わず、1930年代前半に構築した農村有力者との密接な関係に基づき、屯レベルまで統制政策を貫徹していた。

撫順県の場合、協和会の組織末端は満洲国の経済統制政策を地域社会に徹底させたのと同時に、協和会への加入を促進するために工作も行った。特に、農村救済政策や問事工作により、協和会は、短期間地方社会の資源略奪よりも、中間団体として農村の統治を円滑にならす合意形成を求めたと言えよう。ただ、撫順県協和会の事例の検討にあたっては、協和会運動の多様な展開の中で、撫順県組織の持つ「先進性」という側面を考慮しなければならない。しかしながら、ここまで本稿で考察を加えてきた撫順県の事例から、同県は協和会運動の農村組織化計画の到達点として、政策遂行を徹底させるには第一に協和会への日本人地域財界の支援の重要性、そして第二に屯有力者を基軸にして農村救済政策の実施による一般農民の分会への獲得の重要性が明らかにされた。今後事例分析を積み重ねることにより、満洲国協和会分会の農村浸透と、満洲国における合意形成についての全体像にさらに接近していきたい。また、1930年代中期に水田開発が進む中、撫順県協和会が中国人地主と朝鮮人小作人との間に頻発した民族的階層的な紛争にいかに対応したかについては、別稿の課題としたい。

参 考 文 献

- 天野元之助『中国農業の地域的展開』（龍溪書舎，1979年）60頁 [Amano, Gennosuke, 1979, *Tyûgoku Nôgyô no Tîkitekî Tenkai*, Ryûkei Syosya. (in Japanese)]
- 大石裕「政治社会学から見たモダニティ—社会運動論の展開を中心に」『三田社会学』3号（1998年）[Ôisi, Yutaka, 1998, “Seijishakaigaku kara Mita Modaniti: Shakai Undôron no Tenkai wo Tyûshin ni”, *Mita Shakaigaku*, no.3. (in Japanese)]
- 岡部牧夫『満洲国』（講談社学術文庫，2007年）[Okabe, Makio, 2007, *Mansyûkoku*, Kôdansha Gakujutubunko. (in Japanese)]
- 奥村弘「『満洲国』街村制に関する基礎的考察」京都大学人文科学研究所『人文学報』66号（1990年3月）15-39頁 [Okumura, Hiroshi, 1990, “‘Mansyûkoku’ Gaisonsei ni kansuru Kisotekikôsatsu”, *Jinbun Gakuhô* (Kyôto Daigaku), no.66, pp.15-39. (in Japanese)]
- 奥村弘「地方統治における満洲国協和会の位置」山本有造編『満洲国』の研究（緑蔭書房，1995年）[Okumura, Hiroshi, 1995, “Tihôtôti niokeru Mansyûkokukyôwakai no iti”, Yamamoto, Yûzô (ed.), *‘Mansyûkoku’ no Kenkyû*, Ryokuin Syobô. (in Japanese)]
- 風間秀人「第五章 農村行政支配」浅田喬一，小林英夫編『日本帝国主義の満洲支配——五年戦争期を中心に』（時潮社，1986年）[Kazama, Hideto, 1986, “Chap.5 Nôson Gyôsei Sihai”, Asada, Kyôiti and Hideo Kobayasi (eds.), *Nippon Teikokusyugi no Manshû Sihai: 15 nen Sensôki wo Tyûsin ni*, Zityôsyu. (in Japanese)]
- 風間秀人「『満洲国』における農民層分解の動向（II）—統制経済期を中心として」『アジア経済』30巻9号（1989年）18-27頁 [Kazama, Hideto, 1989, “‘Mansyûkoku’ ni okeru Nôminsô Bunkai no Dôkô (II) — Tôsei Keizaiki wo Tyûsin tosite”, *Azia Keizai*, vol.30, no.9, pp.18-27. (in Japanese)]
- 川村芳男，伴久雄編著『撫順要覧』（1923年）東北亜研究所編輯『滿蒙地理歴史風俗誌叢書，6』（景仁文化社，1995年）[Kawamura, Yosio, Hisao Ban, 1923, *Bujun Yôran*. (in Japanese)]
- 権哲男「『満洲国』時期農産物価格変化および農業生産に対する影響」『東京経大会志』279号（2013年）91-107頁 [Quan, Zhenan, 2013, “‘Mansyûkoku’ Jiki Nôsanbutu Kakaku Henka oyobi Nôgyô Seisan nitaisuru Eikyô”, *Tôkyôkeidai Gakkaisi*, no.279, pp.91-107. (in Japanese)]
- 管野智博「近代南満洲における農業外就業と農家経営—遼陽県前三塊石屯の事例を中心に」『東洋学報』98巻3号（2016年12月）59-90頁 [Kanno, Tomohiro, 2016, “Kindai Minami-Mansyû niokeru Nôgyôgai Syûgyô to Nôka Keiei: Ryôyôken Zen San Kaiseki Ton no Jirei wo Tyûsinni”, *Tôyô Gakuhô*, vol.98, no.3, pp.59-90. (in Japanese)]
- 貴志俊彦，松重充浩，松村史紀編『二〇世紀満洲歴史事典』（吉川弘文館，2012年）[Kisi, Tosihiko, Mituhiro Sigematu and Fuminori Matumura (eds.) 2012, *20 Seiki Manshû Rekisi Jiten*, Yosikawa Kôbunkan. (in Japanese)]
- 兒嶋俊郎「第1章 満洲国の労働統制政策」松村高夫，解学詩，江田憲治編著『満鉄労働史の研究』（日本経済評論社，2002年）[Kojima Tosirô, 2002, “Chap.1 Mansyûkoku no Rôdô Tôsei Seisaku”, Matumura, Takao, Gakusi Kai and Kenji Eda (eds.), *Mantetu Rôdôsi no Kenkyû*, Nihon Keizai Hyôronsyu. (in Japanese)]
- 在満日本帝国大使館編纂『在満朝鮮人概況』（1935年）[Zaiman Nihonteikoku Taisikan hensan, 1935, *Zaiman Tyôsenjin Gaikyô*. (in Japanese)]
- 清水金二郎『契の研究—満・支土地慣行規範について』（大雅堂，1945年）[Simizu, Kinjirô, 1945, *Tigiri no Kenkyû: Man・Si Toti Kankô Kihan ni tuite*, Taigadô. (in Japanese)]
- 神野香織「『民族協和』運動の発展と変容—『協和運動』誌にみる」『史論』53巻（2000年）[Jinno, Kaori, 2000, “‘Minzoku Kyôwa’ Undô no Hatten to Hen’yô: ‘Kyôwa Undô’ Si ni Miru”, *Siron*, vol.53. (in Japanese)]

- Japanese)]
- 鈴木隆史「満洲国協和会史論（二）」『現代史』5巻12号（1974年）[Suzuki, Takasi, 1974, “Mansyūkoku Kyōwakai Siron (2)”, *Gendaisi*, vol.5, no.12. (in Japanese)]
- 高木清寿関係文書, 国会図書館憲政資料室所属資料, 憲政資料 [Takagi, Kiyohisa Kankei Bunsyo, Kokkai Tosyokan Kenseisiryōsitsu Syozokusiryō, Kenseisiryō.(in Japanese)]
- 治安部警務司『主要都市市街地戸口統計表 康徳6年12月末現在』（1938年）[Tianbu Keimusi, 1938, *Syuyōtosi Sigaiti Koguti Tōkeihyō: Kōtoku 6 nen 12 gatumatu genzai*. (in Japanese)]
- 塚瀬進『中国近代東北経済史研究』（東方書店, 1993年）[Tukase, Susumu, 1993, *Tyūgoku Kindai Tōhoku Keizaisi Kenkyū*, Tōhō Syoten. (in Japanese)]
- 塚瀬進「1940年代における満洲国統治の社会への浸透」『アジア経済』39巻2号（1998年7月）2-22頁 [Tukase, Susumu, 1998, “1940 Nendai niokeru Mansyūkoku Tōti no Syakai heno Sintō”, *Azia Keizai*, vol.39, no.2, pp.2-22. (in Japanese)]
- 中兼和津次『旧満洲農村社会経済構造の分析』（アジア政経学会, 1981年）[Nakagane, Katuji, 1981, *Kyū Mansyū Nōson Syakai Keizai Kōzō no Bunseki*, Azia Seikei Gakkai. (in Japanese)]
- 並木真人『「植民地公共性」と朝鮮社会』朴忠錫ほか編『「文明」「開化」「平和」—日本と韓国』（慶應義塾大学出版会, 2006年）[Namiki, Masato, 2006, “‘Syokuminti Kōkyōsei’ to Tyōsen Syakai”, Paku Chonsoku hoka (eds.), *‘Bunmei’ ‘Kaika’ ‘Heiwa’: Nihon to Kankoku*, Keio University Press. (in Japanese)]
- 日満中央協会編『満洲国経済事情並に満洲帝国協和会に関する懇談会記事要録』（1937年）[Nitiman Tyūō Kyōkai hen, 1937, *Mansyūkoku Keizaijijō narabini Mansyūteikoku Kyōwakai ni kansuru Kondankai Kiji Yōroku*. (in Japanese)]
- 浜口裕子『日本統治と東アジア社会—植民地期朝鮮と満洲の比較研究』（勁草書房, 1996年）[Hamaguti Yūko, 1996, *Nihon Tōti to Higasi Azia Syakai: Syokumintiki Tyōsen to Mansyū no Hikaku Kenkyū*, Keisō Syobō. (in Japanese)]
- 平井廣一「『満洲国』一般会計目的別歳出予算の動向」『北海道大学経済学研究』52巻3号（2003年）[Hirai, Kōiti, 2003, “‘Mansyūkoku’ Ippan Kaikei Mokutekibetu Saisyutu Yosan no Dōkō”, *Hokkaidō Daigaku Keizaigaku Kenkyū*, vol.52, no.3. (in Japanese)]
- フィリッポ, ドルネッティ『「満洲国」協和会研究の成果と課題』『三田学会雑誌』105巻4号（2013年1月）171-195頁 [Filippo, Dornetti, 2013, “‘Mansyūkoku’ Kyōwakai Kenkyū no Seika to Kadai”, *Mita Gakkai Zasshi*, vol.105, no.4, pp.171-195. (in Japanese)]
- 撫順県公署総務科文書股『撫順県一般状況 康徳4年』（1937年）[Bujunken Kōsyo Sōmuka Bunsyoko, 1937, *Bujunken Ippan Jōkyō: Kōtoku 4 nen*. (in Japanese)]
- 細谷亨「満蒙開拓団と現地住民—日本人移民入植地における「民族協和」の位相」『立命館経済学』64巻6号（2016年3月）1057-1073頁 [Hosoya, Tōru, 2016, “Manmōkaitakudan to Genti Jūmin: Nihonjin Imin Nyūsyokuti niokeru ‘Minzoku Kyōwa’ no Isō”, *Ritumeikan Keizaigaku*, vol.64, no.6, pp.1057-1073. (in Japanese)]
- 松重充浩「『保境安民』期における張作霖地域権力の地域統合策」『史学研究』186号（1990年3月）21-40頁 [Matusige, Mituhiro, 1990, “‘Hokyō Anmin’ kiniokeru TyōSakurin Tiiki Kenryoku no Tiiki Tōgōsaku”, *Sigaku Kenkyū*, no.186, pp.21-40.(in Japanese)]
- 松本武祝「特集にあたって」『朝鮮史研究会論文集』37号（1999年）43-47頁 [Matumoto, Takenori, 1999, “Tokushū ni Atatte”, *Tyōsensi Kenkyūkai Ronbunshyū*, no.37, pp.43-47. (in Japanese)]
- 満洲国協和会『協和会須知』（1933年）[Mansyūkoku Kyōwakai, 1933, *Kyōwakai Syūti*. (in Japanese)]
- 満洲国協和会『満洲国協和会之概要』（1933年）[Mansyūkoku Kyōwakai, 1933, *Mansyūkoku Kyōwakai no Gaiyō*. (in Japanese)]
- 満洲国協和会撫順弁事処『協和運動二ヶ年を顧みて』（1935年）[Mansyūkoku Kyōwakai Bujun Benjisyo, 1935, *Kyōwa Undō 2 kanen wo Kaerimite*. (in Japanese)]

- 満洲国協和会文化部『農安県出荷工作座談会 康德10年12月』(1943年) [Mansyūkoku Kyōwakai Bunkabu, 1943, *Nōanken Syukka Kōsaku Zadankai: Kōtoku 10 nen 12 gatu.* (in Japanese)]
- 満洲国協和会奉天省地方事務局『満洲国協和会会教一覽 康德二年六月現在』(1935年) [Mansyūkoku Kyōwakai Hōtensyō Tihōjimukyoku, 1935, *Mansyūkoku Kyōwakai Kaisū Itiran: Kōtoku 2 nen 6 gatu genzai.* (in Japanese)]
- 満洲国協和会奉天省本部『康德十一年度奉天省連合会協議会要綱』(1944年) [Mansyūkoku Kyōwakai Hōtensyō Honbu, 1944, *Kōtoku 11 nendo Hōtensyō Rengōkai Kyōgikai Yōkō.* (in Japanese)]
- 満洲国史編纂刊行会『満洲国史・各論』(1971年) [Mansyūkokusi Hensan Kankōkai, 1971, *Mansyūkokusi: Kakuron.* (in Japanese)]
- 満洲国実業部臨時産業調査局編『農村実態調査報告書』第8巻(龍溪書舎, 1989年) [Mansyūkoku Jitugyōbu Rinjisangyō Tyōsakyoku (ed.), 1989, *Nōson Jittai Tyōsa Hōkokusyo*, Ryūkei Shosha, vol.8. (in Japanese)]
- 満洲国実業部臨時産業調査局編『農村実態調査報告書』第9巻(龍溪書舎, 1989年) [Mansyūkoku Jitugyōbu Rinjisangyō Tyōsakyoku (ed.), 1989, *Nōson Jittai Tyōsa Hōkokusyo*, Ryūkei Shosha, vol.9. (in Japanese)]
- 満洲国実業部臨時産業調査局編『農村実態調査報告書』第15巻(龍溪書舎, 1989年) [Mansyūkoku Jitugyōbu Rinjisangyō Tyōsakyoku (ed.), 1989, *Nōson Jittai Tyōsa Hōkokusyo*, Ryūkei Shosha, vol.15. (in Japanese)]
- 満洲帝国協和会『協和文庫三輯 協和会の概貌』(1938年) [Mansyūteikoku Kyōwakai, 1938, *Kyōwabunko Sansyū: Kyōwakai no Gaibō.* (in Japanese)]
- 満洲帝国協和会編『満洲帝国協和会組織沿革史』(不二出版, 1982年) [Mansyūteikoku Kyōwakai hen, 1982, *Mansyūteikoku Kyōwakai Sosiki Enkakusi*, Huzi Syuppan. (in Japanese)]
- 満洲帝国協和会中央本部『満洲帝国協和会現勢概要 康德六年版』(満洲国通信社出版, 1939年) [Mansyūteikoku Kyōwakai Tyūōhonbu, 1939, *Mansyūteikoku Kyōwakai Gensei Gaigyō: Kōtoku 6 nenban*, Mansyūkoku Tūsinsya Syuppan. (in Japanese)]
- 満洲帝国協和会中央本部調査部『農村分会実態調査報告書』1943年 [Mansyūteikoku Kyōwakai Tyūōhonbu Tyōsabu, 1943, *Nōson Bunkai Jittai Tyōsa Hōkokusyo.* (in Japanese)]
- 満洲帝国協和会奉天省本部『康德七年度奉天省連合協議会要綱』(1940年) [Mansyūteikoku Kyōwakai Hōtensyō Honbu, 1940, *Kōtoku 7 nendo Hōtensyō Rengōkyōgikai Yōkō.* (in Japanese)]
- 満鉄調査課『事变前に於ける東北四省行政機構』(1932年) [Mantetsu Tyōsaka, 1932, *Zihenmae ni okeru Tōhoku 4 syō Gyōsei Kikō.* (in Japanese)]
- 満鉄調査部『満洲農産統計 昭和16年版』(1941年) [Mantetsu Tyōsabu, 1941, *Mansyū Nōsan Tōkei: Syōwa 16 nenban.* (in Japanese)]
- 南満洲鉄道株式会社庶務部調査課『満洲高粱に関する調査』(1925年) [Minami Mansyū Tetudō Kabusikigaisya Syomubu Tyōsaka, 1925, *Mansyū Kōryan ni kansuru Tyōsa.* (in Japanese)]
- 南満洲鉄道株式会社總務部調査課, 哈爾賓事務所運輸課『満洲産業統計』(1932年) [Minami Mansyū Tetudō Kabusikigaisya Sōmubu Tyōsaka, Harubin Jimusho Un'yuka, 1932, *Mansyū Sangyō Tōkei.* (in Japanese)]
- 柳沢遊『日本帝国主義の『満洲』支配史研究』田中明編『近代日中関係史再考』(日本経済評論社, 2002年) [Yanagisawa, Asobu, 2002, “Nipponteikokusyugi no ‘Manshū’ Sihaisikenkyū”, Tanaka, Akira (ed.), *Kindai Nittiyūkankeisi Saikō*, Nihon Keizai Hyōronsyū. (in Japanese)]
- 山田弘之『奉天省吉林省に於ける警察, 保衛団, 郷村制度』(1927年) [Yamada, Hiroyuki, 1927, *Hōtensyō Kitarinsyō niokeru Keisatu, Hoedan, Gōsonseido.* (in Japanese)]

要旨: 本稿では、1932～43年における奉天省撫順県の事例を中心にして、満洲国協和会の活動とそれに対する農民の対応を考察する。こうした検討の目的は、満洲農村における協和会運動の浸透度合いに関する論争の解決に貢献するとともに、中間団体としての協和会の機能を解明することにある。

キーワード: 満洲国, 日本植民地, 撫順県, 同意形成, 中間団体